

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷六十四第

行發日一月四年三十和昭

論叢

ソロキンの文化的變動形式論

文學博士 米田庄太郎

貨幣の本質とその價值

商學士 中山伊知郎

貨幣の本質について

文學博士 高田保馬

共同體思想の國民的性格

經濟學博士 石川興二

時論

稅制整理と増稅

經濟學博士 汐見三郎

研究

職分と職業

經濟學士 澤崎堅造

貿易理論の前提

經濟學士 松井清

ダンピングの理論

經濟學士 岡倉伯士

近世絞油業の發達

經濟學士 住谷勇二

說苑

明治初期の國內市場

經濟學士 堀江保藏

産業構造の研究と政策

經濟學士 田杉競

附錄

雜報：外國雜誌論題

(禁轉載)

税制整理と増税

汐見三郎

第一 昭和十三年度の増税額

第七十三回帝國議會を通過した重要法案の一つとして増税案を擧げる事が出来る。第六十九回帝國議會に臨時租税増徴法による増税案、第七十回帝國議會に北支事件特別税法による増税案、更に第七十三回帝國議會に於て支那事變特別税を中心として増税が行はれたのであるから、此等全部を合すると相當の巨額に上るのである。然し我國は文字通りに非常時局に際會し、その時局を克服するためには財政の安全感を圖るべく從て當然の歸結として經常收入たる租税を増額せねばならぬ事となる。此の巨額の増税も我國の財政の安全感を保つに役立つ事が出来れば喜ばしいのである。

昭和十三年度の増税といへば極めて明瞭の様であるが、税制整理と増税との二つに分れ更に小額ながらも減税を行つてゐるのである。この間の消息を明らかにするために、次の表の(イ)に政府提出の當初豫算の租税收入額を擧げ、(ロ)に政府原案の増税豫定額を掲げ、(ハ)に衆議院が修正した結果として政府原案の増税豫定額が緩和

せられた金額を示し、(ニ)に臨時租税措置法案に基く減税額を豫定し、(ホ)に差引昭和十三年年度の租税豫定額が如何ほどに上るかを算定したのである。或は半年度をとり或は概數を採つた處もあるが、只今の場合は已むを得ないのである。

昭和十三年年度の租税収入額

(單位千圓)

所得租税	(イ) 經常部の租税と臨時部の臨時利得税	(ロ) 原案の半年度増税額(概數)	(ハ) 修正案の初年度減税額(概數)	(ニ) 臨時租税措置法に基く減税額	(ホ) 差引き昭和十三年年度の租税収入額
地租	五、〇八五				五〇、三五九
營業收益税	九二、四六六				九〇、四七七
資本利子税	三三、二一九				三三、二一九
法人資本税	一〇、六五五	二,〇〇〇			三三、五九九
相續業税	三六、〇一五		七		三五、九四三
鑛業税	八、七一一			四七	八、二三八
外貨債特別税	二、七二四				二、七二四
酒税	二六九、四九九				二六九、四九九
清凉飲料税	四、九七				四、九一七
砂糖消費税	一〇三、一八九	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇		一三六、六四五
織物消費税	三五、七〇			五六	三五、一九二
揮發油税	一六、一五六				一六、一五六
取引所税	三〇、二七八	九,〇〇〇			三九、二五六
有價證券移轉税	三、四四				三、四三四
關稅	一七五、八五				一七五、八三五
噸稅	三、〇〇八				三、〇〇八
臨時利得税	七六、八三六	三九,〇〇〇			一七七,〇三〇

計	一、五〇、三六一	三二八、〇〇〇	三三、六〇〇	三、七四五	一、八〇八、〇〇〇
利益配當税		三九、〇〇〇			三六、〇三六
公債及社債利子税		二、〇〇〇			二、〇七九
通行税		八、〇〇〇			七、九〇六
入場税及特別入場税		一一、〇〇〇	七〇〇		一〇、四四四
物品税		六四、〇〇〇	六九〇		五九、九一〇

前表の示すが如く昭和十三年度の租税収入額は十五億二百萬圓の筈であつたが、三億三百萬圓の増税で結局は十八億五百萬圓となつた譯である。但し此外に印紙収入の約三分の二として登録税印紙税約六千六百萬圓を數へ專賣局益金が二億四千三百萬圓より約千萬圓増して二億五千四百五萬圓に増したのを考へねばならぬ。そうすると國税が約十八億圓から約三億圓増して約二十一億圓になつたと考へる事が出来る。尙、地方税との關係に於ては、臨時地方財政補給金を前年度一億圓より三千萬圓増して一億三千萬圓とし更に臨時租税措置法により地方税の減税六百萬圓を行つたのを考へると、事變關係の地方費増額を別問題とすれば、三千六百萬圓の減税となる。

第七十三回帝國議會を通過した法案で直接間接に増税と關係のあるものを擧げると、第一、支那事變特別稅法案。第二、相續稅法中改正法律案。第三、臨時租税増徴法中改正法律案。第四、所得稅法中改正法律案。第五、登録稅法中改正法律案。第六、酒造稅法中改正法律案。第七、酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案。第八、麥酒稅法中改正法律案。第九、大正九年法律第十二號中改正法律案。第十、臨時利得稅法中改正法律案。第十一、臨時租税措置法案。第十二、日滿國稅徵收事務共助法案。第十三、本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案

の十三の多數に達してゐる。個々の研究は將來に試みる事として、問題を税制整理案と増税案との二つに大別して先づ國稅關係の問題を扱ひ、次に國家財政と地方財政との關係の一部として地方稅の問題に觸れたいのである。

第二 税制整理案

税制整理案は臨時租稅増徴法中改正法律案、所得稅法中改正法律案、相續稅法中改正法律案、登録稅法中改正法律案、酒造稅法中改正法律案、酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案、麥酒稅法中改正法律案、大正九年法律第十二號中改正法律案の八つよりなつてゐる。衆議院は相續稅法中改正法律案中の生命保險金に關する課稅のみに修正を加へて通過し貴族院も衆議院の修正を認めたら、税制整理案は殆んど政府の原案通りに成立する事となつたのである。

先づ臨時租稅増徴法の改正について見る。第三種所得稅の増徴と相續稅の増徴との規定が粗に過ぎ累進稅率に凹凸が生じてゐるのを滑かにしたのである。筆者としては此種の改正に止まる事は頗る不本意である。寧ろ臨時租稅増徴法の規定を所得稅法、營業收益稅法、資本利子稅法、相續稅法、鑛業法、酒造稅法、麥酒稅法、酒精及酒精含有飲料稅法、砂糖消費稅法、取引所稅法、臨時利得稅法の基本稅法の中に取り入れ臨時租稅増徴法そのものを廢止すべきである。特に支那事變特別稅法が設けられ臨時租稅増徴法の少なからざる部分が空文に歸してゐる時に其の感が深いのである。

所得稅法中改正法律案は、所得金額の追加決定を爲し得べき期間を「翌年」より「翌年より三年間」に延長し、所

得調査委員の爲す稅務の代理につき取締規定を設けんとするのであるが、特に注目すべきは一時恩給又は之に類する退職給與に課税した事である。即ち第二種所得に「丙」なる新しき項目を設け、退職に因る給與より五千圓を控除したる殘額に對し軽い累進稅率による源泉課税を行つたのである。

相續稅法中改正法律案は各方面に及んでゐる。屬人主義を強め相續財産の所在を問はず之を綜合課税するが如き、贈與に對する課税を不動産及船舶に及ぼしたるが如き、信託の課税時期を委託者と受益者との間にうつしたるが如き、更に生命保險金退職手當等に課税するが如き、其の例である。生命保險金退職手當については、原案は五千圓以上は之が全額に課税する事としてゐたが、衆議院は修正して五千圓を控除したる殘額に課税する事とした、妥當なる修正である。

登録稅法中改正法律案は、信託の課税時期を委託者と受益者との間にうつした事と不動産の稅率を一割ばかり引下げた事との二點である。不動産の稅率の輕減は多年の要望であり相當大幅に行ふべきであるが、此際としては此の程度で満足せねばならぬ。

酒造稅法中改正法律案、酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案、麥酒稅法中改正法律案に於ては酒類の販賣業に免許制度を採用する事としたのである。酒類の製造には從來より免許制度が行はれてゐたに拘らず販賣には其事がなく不都合の點が少くなかつた。時恰も非常時局であり酒税に相當の増收を期待せねばならぬ際であるから酒類販賣の免許制度を採用し以て多年の懸案を解決する事とした。始め酒造税のみについて行ふ筈であつたが、酒税全體に之を及ぼす事となつたのである。

大正九年法律第十二號改正法律案は、南洋群島に所得税を創設する事となつた爲めに之を提出する事となつたのである。

以上の八つの法律案によつて税制整理を行はんとするのである。中央及び地方を通ずる税制の全般的改正を期待してゐた筆者にとつては本改正は餘りにも部分的に過ぎたのである。然し多年の懸案にして始めて解決せられたるものが少くないから、其の意味では喜ばしい事である。

此の税制整理案は收入に激變を來たさない趣旨の下に行はれたものである。昭和十三年度歳入の増(十)減(△)は、所得税(十二、九二九、四〇〇圓)、營業收益税(十二三、九三五圓)、資本利子税(十六、三三四圓)、相續税(十二三三、八三五圓)、登録税(△三、一八〇、四九九圓)、臨時利得税(十四〇〇圓)を通じて、結局九萬六千五百九十五圓減と云ふ數字を示してゐる。尙、衆議院に於て相續税法中改正法律案の修正を試みた結果として七萬二千圓減收となるから、初年度たる昭和十三年度には約十七萬圓減と云ふ結果を見るのである。

第三 増 税 案

増税案十三法律の中より税制整理案八案を除くと、支那事變特別税法案、臨時利得税法中改正法律案、臨時租稅措置法案、日滿國稅徵收事務共助法案、本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案の五法案が残る。茲に増税案として支那事變特別税法案と臨時利得税法中改正法律案とを擧げ政府原案と衆議院修正案とを比較し、次に減税案として臨時租稅措置法案に言及したい。

北支事件特別税を廢止し其の代りに現はれたものが支那事變特別税法である。即ち現行の所得税、法人資本税、砂糖消費税及取引所税を増徴すると共に利益配當税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及び物品税を新設するのみである。以下、所得税、法人資本税、砂糖消費税、取引所税、利益配當税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、臨時利得税の順を追つて説明したい。

所得税については北支事件特別税法で税額の一割程度の増徴を行つてゐたが、更に一割五分程度を増徴し結局二割五分程度の増税を行つたのである。特に注目すべきは、高き利率にあらざる限り第二種所得の増税を見合はせた事であつて、これ國債の消化をはかり更に生産力擴充に要する資金の疏通を考へた結果である。産業資本を壓迫し金融資本を偏愛すとの説もあるが此際は止むを得ない。又第三種所得の免税點千二百圓を千圓に引下げたのも注目に値する。衆議院は、第一種所得税及び第三種所得税の増徴割合が原案で二割五分となつてゐたのを二割二分五厘に低めたのである。其の結果として原案では一億二千六百萬圓の増収の豫定であつたのが一千萬圓ばかり減收し一億千六百萬圓の増収に止まつた。

法人資本税は新たに二割を増徴し三百餘萬圓の増収を見込んでゐる。當然の増税であらう。

砂糖消費税は一割の増徴をなし且つ徴收猶豫期間を三箇月短縮する事とし一千餘萬圓の増収を見込んでゐた。衆議院は百斤につき十錢見當の引下をなしたので、百二十萬圓の減収を見る事となつた。

取引所税については取引税の引上げを行ひ九百餘萬圓の増収を志してゐる。即ち株式の賣買取引に對する取引税の税率を長期については約三割三分を引上げて萬分の六とし、短期に於ては約四割八分を引上げて萬分の四と

した。

利益配當税と公債及社債利子税とは北支事件特別税の場合と同様であつて、前者は三千九百餘萬圓、後者は二百餘萬圓の収入をあげるのである。

通行税は八百餘萬圓の収入を豫定してゐる。其の税率は距離と等級とに應じた階級定額税率であるが、五十軒未滿の三等乗客に對しては課税を見合はしてゐる。

入場税は劇場、活動寫眞館、舞踏場、ゴルフ場、野球場、競馬場等の入場者に對し之を課税し、學生の運動競技等を觀覽する爲め入場する者に對しては特別入場税を課税する事とし、何れも入場料金の百分の十の税率である。原案は一人一回の入場料十九錢未滿の場合は之を免税する事となつてゐたのを衆議院は二十三錢未滿の場合を免税する事とした。其の結果、一千百餘萬圓の收入豫定額が七十萬圓減少した。

物品税は北支事件特別税法の物品特別税の税率を輕減すると共に課税品目を擴張したものである。税率を引下げ品目を擴張すると云ふ事は物品特別税時代よりも消費税の色彩を薄くし一種の流通税の性質を濃くした事を示してゐる。此の方向に更に一步を進めると一般取引税となるのである。物品特別税は第一種と第二種とに分たれてゐたが、物品税は更に第三種として燐寸と酒類（イ清酒、白酒、味淋、燒酎及麥酒、ロ葡萄酒、ハ其他の酒類にして酒精及酒精含有飲料税法の適用を受くるもの）とを加へた。酒類造石税の引上げを行ふ代りに物品税で倉出課税した事は我國租税の大宗たる酒税の將來に重大なる暗示を與へるものである。原案では六千四百萬圓の收入を豫定してゐたが衆議院の修正で六十九萬圓の減收を見る様である。

最後に臨時利得稅法中改正法律案も一種の増稅と考へる事が出来る。臨時利得稅は滿洲事件の產物であつて從來は基準年度を昭和四、五、六の三箇年に置いてゐたのであるが、更に支那事變にそなへる爲めに昭和九、十、十一の三箇年にも基準年度を置く事としたのである。三千九百萬圓の收入を見込んでゐる。凡そ異常利得を重く課するのに二つの方法がある。基準年度の利得を越ゆる利得に課する臨時利得稅と一定率を越ゆる所得に重く課する超過所得稅とが之である。何れの方法に重きを置くかは將來の問題として殘されてゐる。

以上、支那事變特別稅の創設と臨時利得稅法中改正とにより平年度約三億一千八百萬圓の増收となり初年度たる昭和十三年度に於ては約三億六百萬圓の増收となる見込である。是等の收入と煙草値上による約一千餘萬圓とを合し三億千七百十六萬五千圓を一般會計より臨時軍事費特別會計へ繰入れる事としたのである。

過去の事變の際には増稅に専念し減稅については何等の考慮をも拂はなかつたのであるが、今回は臨時租稅措置法案により之を考へたのである。即ち自作農者又は中小商工業者にして支那事變の影響等により其の收益が相當に減じたる者に對しては特に地租及び營業收益稅の稅額を輕減したのである。臨時租稅措置法案は更に、我國の必要とする鑛物產出の助長をはかる爲めに鑛產稅の一部分の輕減をはかり又棉花の節約に資する爲めに織物消費稅の一部を免除する事としたのである。其の結果、地租、營業收益稅、鑛產稅、織物消費稅等が四百萬圓減少し、地方稅にあつては地租附加稅、營業收益稅附加稅等が六百萬圓減少する事となつたのである。

第四 國家財政と地方財政との關係

昭和十三年度豫算は洵に劃期的のものである。一般会計のみを見ても本豫算二十八億六千七百萬圓の外に三次の追加豫算あり合計三十五億千四百萬圓に上つてゐるが、此の方は今となつては大した問題ではない。注目すべきは臨時軍事費特別會計の追加豫算四十八億八千六百萬圓であつて、其の財源を如何なる方面に求めるかに問題がかゝつてゐる。其の大部分は公債で賄ふ事となるであらう。然し其の公債の消化を圓滑ならしめ以て財政の安全感を保つ爲めには公債以外の財源に成るべく多くの金額を求めねばならぬ。公債以外の財源としては、各種特別會計より臨時軍事費特別會計へ繰入れられる額が一億圓を越ゆるのであるが、最も大なる財源としては矢張り一般会計より臨時軍事費特別會計へ繰入れられたる増税(煙草値上げを含む)収入三億千七百萬圓を挙げねばならぬ。こう考へると、今回の増税は可なり影響する所の深いものである。

かくの如く國家財政に増税が行はれ各會計を動員して臨時軍事費特別會計を強化してゐるに拘らず、臨時地方財政補給金は昨年度分一億圓より三千萬圓増して一億三千萬圓となつてゐるのである。筆者は事變下の地方財政は必ずしも樂であるとは云はない、臨時租税措置法案により地方税収入が六百萬圓減する事もあつたらう、土地賃賃價格改訂に伴ふ地租附加税の減收も考へられる、支那事變特別税に入場税が加へられた事も地方團體の雜種税収入に影響するかも知れない、事變關係で地方團體の經費の増した事も考へられる。それにしても一般会計特別會計が増税其他の方法で經費を捻出し臨時軍事費特別會計を賄つてゐる此の非常時局の際に、地方財政が國家財政より昨年以上に餘計の臨時地方財政補給金を受けてゐると云ふ事は注目すべき事實である。

國家より地方に渡す財政補給金は躍進的に増してゐる。昭和七、八、九、十年度は尋常小學校費臨時補助九百

萬圓であつたのが、昭和十一年度には臨時町村財政補給金二千萬圓となり、昭和十二年度には臨時地方財政補給金一億圓に上り、昭和十三年度には一億三千萬圓に増してゐる。地方財政が國家財政と共に大切な事は筆者の認める所である。然し時局多端の際に知らず識らずの間に臨時地方財政補給金を増額せねばならぬのであれば、更に一步を進め寧ろ中央地方に適する税制の全般的改革を斷行し人心を新にせねばならぬ。最後に増税案に對する衆議院の附帶決議をあげると次の如くである。

一、時局重大國民ノ負擔益ミ多キヲ加フルノ際其ノ均衡ヲ圖ルハ現下ノ急務ナリ、政府ハ中央地方ヲ通スル税制ノ根本的整理案ヲ作成シ速ニ議會ニ提出スヘシ

二、政府ハ本案ノ施行ニ伴ヒ不當ナル物價騰貴ヲ來ササルヤウ適當ナル對策ヲ講スヘシ

三、生産力ノ擴充、貿易ノ振興ハ現時國策ノ根幹ナリ政府ハ本案施行ノ爲メニ之カ遂行ヲ妨ケサルヤウ留意スヘシ

何れの決議も當然の事であるが、第一の項目は是非共近く之を斷行する必要がある。庶政一新の意味から云つても中央地方を通ずる税制の根本的整理は之を躊躇すべきでない。